

(案)

第 号
令和元年12月 日

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市環境影響評価審査会
会長 山 下 淳

令和元年 11 月 25 日，神戸市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第 8 条の 7 第 2 項の規定に基づき，市長から意見を求められた「(仮称) 白川地区土地造成事業 環境影響評価事前配慮書」（以下「配慮書」という。）について，慎重に審議を重ね，下記のとおり結論を得たので，ここに環境の保全の見地からの意見を述べる。

記

I はじめに

(仮称) 白川地区土地造成事業は，神戸市北区山田町下谷上字中一里山及び須磨区白川字地蔵坊において，約9.9～11.3haの自然地の改変を伴う陸域の土砂埋立てを行おうとするものである。

神戸市環境影響評価審査会においては，本事業の実施による環境影響に関し，配慮書及び補足資料について専門的見地から慎重に審議し，現地調査を実施して意見を取りまとめた。

市長は，この意見を勘案し，環境に及ぼす影響が最小限となるよう，事業者を適正に指導することが必要である。

II 意見

1 全般的事項

(1) 事業計画の検討

本事業は、従来は農地及び森林が存在していた区域を一部改変して、建設残土の受け入れを目的とした土砂埋立て行為を実施しようとするものである。

事業者は、当初計画では条例に基づく対象事業には該当せず、事業拡張により、第2類事業に該当することとなったとしているが、本来であれば、当初から、このような計画変更の可能性も検討したうえで、1期事業着手前に条例に基づく環境影響評価手続を実施すべきであった。

今後は、環境影響評価制度の趣旨を十分尊重し、事業実施に伴う環境影響を可能な限り回避、低減又は代償する事業計画を検討する必要がある。

特に、事業区域内の一部区域が既に改変されており、当該区域内に存在していたと思われる生態系が消失している状況を真摯に受け止め、拡張予定区域内に存在する自然環境に最大限配慮した事業計画を検討する必要がある。

(2) 災害発生の未然防止

近年多発する異常気象も踏まえ、事業実施に伴う土砂災害等の発生を防止するため、排水路や調整池等の排水施設の構造設計にあたっては、集中豪雨の発生等の想定外の気象状況にも対応できるよう、十分に余裕を持った規模とすることが望ましい。

(3) 事業終了後の措置

事業者は、事業地の外周に幅10m以上の森林を保存するとともに、敷地境界に近い区域で植栽を実施するほか、広場及び法面で草地を創出するとしているが、在来植生にも配慮したうえで早期に実施し、自然環境の復元に最大限配慮する必要がある。

2 個別的事項

(1) 水質

本事業の実施に伴い発生する濁水等について適切に管理し、下流河川の水質や生態系に悪影響が生じないように適切な措置を講じる必要がある。

(2) 土壌・地下水

土砂の埋立てにあたっては、汚染土壌やコンクリートがら等の廃棄物の混入が起こらぬよう、搬入土について適切な管理体制を構築し、浸出水の水質悪化を未然に防止する必要がある。

(3) 植物，動物，生態系

ア 改変予定区域内の湿地性の環境で生息・生育している希少な動植物の一部を調整池や調整池上流の湿地に移植するとしているが、調整池は防災上の機能から設計された施設であり、動植物の長期的な生息・生育に適しているどうか十分に検討する必要がある。場合によっては、事業区域内の別の場所に、新たに生息・生育場所を創出することを検討する必要がある。

また、移植後の維持管理及びモニタリング方法について、専門家の助言を得るなどして事前に十分な検討を行う必要がある。

イ 事業実施区域にオオカワヂシャをはじめとする特定外来生物が確認されているが、事業実施に伴う搬入土砂等に混入して侵入した可能性が考えられる。そのため、これらの特定外来生物が定着、拡散しないよう定期的な防除を行うなど、適切な対策を講じる必要がある。